

令和四壬寅年諏訪大社御柱大祭実施に関するガイドライン

令和3年10月15日

諏訪大社上社御柱祭安全対策実行委員会
御柱祭下社三地区連絡会議

このガイドラインは、諏訪大社御柱大祭の実施判断のために策定する。

令和四壬寅年諏訪大社御柱大祭の実施に関して、御柱曳行及び御柱曳建に関わる氏子の安心安全のため、また次回以降も御柱祭を継承できるように、新型コロナウイルス感染症の状況を把握し、県や市町村等の関係機関と協力して、新型コロナウイルス感染症対策を進め、今後講じるべき対策について、諏訪大社上社御柱祭安全対策実行委員会、下社三地区連絡会議としての準拠すべき統一的指針(ガイドライン)を示すものである。

なお、曳行路以外の箇所(観覧席等)については、各地区の行政、御柱祭実行委員会、観光協会等が別に定めるガイドラインに準ずるものとする。

(スケジュール)

1. 御柱大祭日程

山出し	上社	4/2(土)、3(日)、4(月)
	下社	4/8(金)、9(土)、10(日)
里曳き	上社	5/3(火)、4(水)、5(木)
	下社	5/14(土)、15(日)、16(月)

(基本的な感染防止対策)

2. 感染症対策の徹底

御柱祭は長野県の感染防止ガイドラインに準ずる。

<参考:長野県の祭、花火大会、野外フェスティバル等についての留意事項>

※地域で行われるお祭りや、限定的で参加者の把握が可能なもの

地域で行われる祭り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔(1m)の確保、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずるとともに、イベントを開催する前に、イベント参加者に対し厚生労働省から提供されている接触確認アプリ(COCONA)や各地域で取り組まれている接触確認アプリ活用の呼びかけや、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を行うこと。

<御柱祭参加者>

これを受けて御柱祭参加者については、

- (1) ワクチン接種を原則とし、未接種の方には抗体検査、PCRの検査結果が「陰性」であることとする(検査日時を確認)
- (2) 参加者全員に2週間前から検温等の健康検査を実施する。
- (3) 各地区ごとに役員他曳子まで参加者名簿を作成し、参加者の把握を行う。
- (4) 本人や家族に直近の県外移動履歴がある場合、体調不良の方がいた場合、濃厚接

触者が近くにいる場合、自主的に参加しない事とする。

- (5) 曳行中の飲食は役員、曳子共に禁止とする。(水分補給、昼食は除く)
- (6) 各行事終了後は直ちに解散し、直会は実施しない。

＜諏訪圏域以外から来訪されるお客様＞

諏訪圏域以外から来訪されるお客様については、コロナ禍における特殊な状況において、新型コロナウイルス感染症による感染予防対策の徹底が困難であるとともに、地域の氏子が古来より続く伝統と歴史をもつ祭事を守り、継承できるようにするため、今回の諏訪大社御柱大祭のすべての祭事に関して、立ち入り及び観覧をご遠慮いただくよう、広く世間に要請する。

なお、観覧席の観覧客については、運営する御柱祭実行委員会及び観光協会などが別に定めるガイドラインに準ずるものとする。

(判断基準)

3. 御柱大祭行事等の実施のための判断基準

御柱大祭の曳行及び祭事に係るすべての行事等については、行事等において感染者や濃厚接触者をできる限り生じさせないようにするため、マスクの常時着用、身体的距離を十分に確保、陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施(アプリのインストールや連絡先の確認を確実に行うなど)できるようにすることとし、前述の感染防止対策を徹底し、最大限の注意を払い判断することとする。

(1) 基本判断すべき内容

- ・判断は、新型コロナウイルス感染状況が全てである。
- ・基本の判断内容は、「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」の感染警戒レベルにより判断し、御柱大祭は、諏訪地域の氏子の祭りの性格から、諏訪圏域の感染警戒レベルを使用することとする。ただし、全国的に有名な祭事であるため、国内及び県内の感染警戒レベルも考慮して、総合的に判断する。
- ・長野県のイベント開催の目安基準に基づくも、諏訪地域の氏子が曳行に参加するためのガイドラインとして設定するものとする。
- ・今現在ワクチン接種が感染拡大軽減の唯一の期待であり、その効果の状況も参考にする。

(ガイドラインの更新)

- ・本ガイドラインについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び医療提供体制等を鑑み、随時変更できるものとする。

(ガイドラインの適用)

- ・本ガイドラインは、令和3年〇〇月〇〇日より適用とする。

上社御柱祭に於いては下社と異なり、1月2日より2月14日の間抽籤祈願が実施されるためこの期間中のクラスター発生について特に注意する。抽籤祈願に関わる発生を確認した場合は以後の対応について協議して決める。

感染警戒レベル4以上の場合、御用材をトラックにて搬送する。

- ・山出しの木落とし行わない、川越しは橋の上で宮川の水を掛け、御柱屋敷まで搬送
- ・里曳きは曳き付け位置付近まで搬送するが、曳き付け、建御柱については別途定める

① 伐採

- ・伐採の年内実施を予定しているが感染警戒レベルの高低に関わらず、最少人数に絞って実施する。感染対策内容については別途定める。マスク着用、健康調査票、参加者名簿提出。(実行委員会管理)
- ・当該時期が感染警戒レベル4以上の場合、山作り・大社と共に実施の順延について検討する。

② 仮搬出

- ・仮搬出業者に作業を任せるが実行委員会としては最少人数にて作業内容を確認する。マスク着用、密にならないよう遠巻きに確認する。

③ 抽籤祈願

- ・抽籤祈願でのクラスターが発生しないよう下記事項を徹底する。
- ・感染警戒レベルに関わらず祈祷者は各柱30名以内とし、玉串奉天者以外は齋庭内にてソーシャルディスタンスをとり整列する。
- ・氏子の参加は禁止する。
- ・境内地での各地区木遣りは禁止
- ・マスク着用、健康調査票、参加者名簿提出。(各柱毎管理)

④ 抽籤式

- ・感染警戒レベルに関わらず、大社職員、抽選総代、大総代など少数の関係者のみとする。
- ・感染警戒レベルに関係なく境内地への各柱の入場人員は10名以内とする。
- ・氏子の参加は禁止する。
- ・境内地での各地区木遣りは禁止。
- ・マスク着用、健康調査票、参加者名簿提出。(各柱毎管理)

⑤ 綱打ち

- ・マニラロープ、ワイヤー等を使用することで氏子を集めての綱打ちは極力実施しない方向とする。感染対策を十分に実施することを含め各地区で実施内容を決定する。

⑥ 木造り

- ・感染警戒レベルに関係なく人数を最小限に絞り、マスク着用、健康調査票提出であれば実施可能と思われる。
- 感染レベル4以上の場合には更に人数を限定する。

⑦ 山出し

- ・曳行は一番密になる場面であり、それぞれの状況に応じて対応を決める。
- ・感染警戒レベル4以上の場合、機械力を導入し御柱屋敷へ搬入する。
- ・マスク着用、健康調査票、参加者名簿提出。(各柱毎管理)

1) 御柱周囲の各係

- ・感染警戒レベル2以下の時は、マスク着用を徹底して従来の御柱祭より人数を制限す

る。

- ・感染警戒レベル3の時は、係の人数を制限してソーシャルディスタンスを取り曳行する。
- ・感染警戒レベル4以上は、限られた役員のみとする。

2) 氏子(曳行者)

- ・氏子の参加人数は感染警戒レベルに関係なく各地区の判断により最小限にとどめる。曳子不足する場合は、各柱の判断により機械力を持って時間通り曳行する。
- ・機械力の導入、運用方法については別途定める。
- ・各地区内に居住する氏子のみ参加可能とする。
- ・感染警戒レベル2以下の時は、マスク着用を徹底して各地区の判断により極力人数を制限する。
- ・感染警戒レベル3時は、ソーシャルディスタンス確保のため、氏子の人数制限をする。
- ・感染警戒レベル4以上の時は、一部の役員のみとする。

3) 木遣り

- ・ソーシャルディスタンスを確保して実施。
- ・感染警戒レベル4以上は行わない。
- ・子供木遣り隊については、子供への感染警戒及び親、引率役員等人数が増えるので大変残念ではあるが実行委員会として参加を禁止とする。

4) ラッパ・太鼓

- ・飛沫感染防止の為、曳き子及びラッパ手も密にならない距離をとれる場所のみ演奏とする。
- ・ラッパ演奏時以外はマスク着用、太鼓手は常時マスク着用。
- ・感染警戒レベル4以上は行わない。

⑧ 木落し・川越し・御柱屋敷

- ・基本的に山出しに同じ。
- ・木落し JRトンネル～上川橋交差点曳行については別途定める。
- ・川越しについては方法を別途定める。

⑨ 里曳き

- ・基本的に山出しに同じ。

⑩ 建御柱

- ・感染警戒レベル3以下の場合でも乗り手を半数以下とする。
- ・感染警戒レベル4以上の場合、乗り手を2名以内とする。(除く建て方作業員)
- ・感染警戒レベル3以下であっても氏子の境内への入場制限をする。
- ・感染警戒レベル4以上では、氏子を含め無観客状態とする。

4. 判断する時期

★実施内容の決定は年内とする。

(R4/4 感染警戒レベルを推察し実施方法を決定する)

※レベル4以上の機械関係手配、沿道の養生、川越し準備着手の決定

※各関係機関(警察、消防、医療等)への実施内容説明、対応依頼

★各行事執行までの間にレベルが4以上に上がった場合は、直ちにレベル4以上対応に変更する。

*以上の事柄をまとめて、ガイドライン別表上社版に表示する。